

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月29日
【報告者の名称】	ソレキア株式会社
【報告者の所在地】	東京都大田区西蒲田八丁目16番6号
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区西蒲田八丁目16番6号
【電話番号】	03(3732)1131
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 針生 貞裕
【縦覧に供する場所】	ソレキア株式会社 (東京都大田区西蒲田八丁目16番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、ソレキア株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、富士通株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注4) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成29年3月17日付で提出いたしました意見表明報告書の記載事項に、訂正すべき事項が生じたので、法第27条の10第8項において準用する第27条の8第2項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに公開買付け後の経営方針

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

本公開買付けに関する重要な合意等

(3) 算定に関する事項

算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社における独立した第三者委員会の設置

当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(訂正前)

当社は、平成29年3月16日開催の取締役会において、公開買付者による当社株券（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(訂正後)

当社は、平成29年3月16日開催の取締役会において、公開買付者による当社株券（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

また、公開買付者は、平成29年3月29日付で平成29年3月17日付公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）の訂正届出書を提出し、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を変更（以下「本買付価格変更」といいます。）しました。当社は、本買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを平成29年3月29日開催の取締役会において決議いたしました。

なお、上記各取締役会決議は、下記「(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を446,045株と設定し、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が446,045株に満たない場合には応募株券等の全部の買付け等を行わないことを予定しているとのことです。買付予定数の下限は、本公開買付け後の公開買付者及び不応募株主（下記「本公開買付けに関する重要な合意等」に定義します。）が所有する議決権数の合計が当社の議決権の3分の2以上となるよう設定しているとのことです。一方、買付予定数の上限については設定せず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（446,045株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うことを予定しているとのことです。また、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者は、下記「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。

(訂正後)

(前略)

公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を445,924株と設定し、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が445,924株に満たない場合には応募株券等の全部の買付け等を行わないことを予定しているとのことです。買付予定数の下限は、本公開買付け後の公開買付者及び不応募株主（下記「本公開買付けに関する重要な合意等」に定義します。）が所有する議決権数の合計が当社の議決権の3分の2以上となるよう設定しているとのことです。一方、買付予定数の上限については設定せず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（445,924株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うことを予定しているとのことです。また、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者は、下記「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。

その後、公開買付者は、佐々木ベジ氏（以下「佐々木氏」といいます。）が、平成29年2月3日に開始した当社株式に対する公開買付け（以下「佐々木氏公開買付け」といいます。）における買付け等の価格を、平成29年3月21日に当社株式1株につき2,800円から3,700円に引上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について再度検討を行った結果、平成29年3月27日に本買付価格変更後の本公開買付価格を対象者に通知した上で、平成29年3月29日、本公開買付価格を3,500円から4,000円に変更することを決定したとのことです。

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに公開買付け後の経営方針

(訂正前)

平成29年2月3日に当社株式に対し佐々木ベジ氏(以下「佐々木氏」といいます。)による公開買付け(以下「佐々木氏公開買付け」といいます。)が公表されました。その後、当社は、公開買付者に対し、平成29年2月上旬に、当社株式の取得を含め、佐々木氏公開買付けに対する公開買付者による対応の可否について、検討を依頼しました。当社と公開買付者グループ(公開買付者及び子会社528社(うち連結子会社514社)(平成28年3月31日現在))とは約60年という長年の歴史を背景とするビジネス連携、技術連携を通じた重要なビジネスパートナーであります。公開買付者は、当社が公開買付者の完全子会社となった場合は、公開買付者グループ及び当社としての従来の取引規模を維持できるとともに、当社の先端技術を駆使した今後のデジタルビジネス(注1)の拡がりに鑑みると、公開買付者グループのビジネスに貢献する存在になると考え、平成29年2月中旬に、当社に対し、当社を公開買付者の完全子会社とする意向がある旨を回答しました。その後、公開買付者は平成29年2月下旬から3月上旬にかけて当社に対するデューデリジェンスを行い、公開買付者においては当該デューデリジェンスの結果を踏まえて公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるフィナンシャルアドバイザーのSMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。)の株式価値算定結果を参考として、当社においては公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるフィナンシャルアドバイザーの大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)の株式価値算定結果を参考として、両社における本公開買付けの協議、検討を経て、本公開買付けを実施するものです。

(後略)

(訂正後)

平成29年2月3日に佐々木氏公開買付けが公表されました。その後、当社は、公開買付者に対し、平成29年2月上旬に、当社株式の取得を含め、佐々木氏公開買付けに対する公開買付者による対応の可否について、検討を依頼しました。当社と公開買付者グループ(公開買付者及び子会社528社(うち連結子会社514社)(平成28年3月31日現在))とは約60年という長年の歴史を背景とするビジネス連携、技術連携を通じた重要なビジネスパートナーであります。公開買付者は、当社が公開買付者の完全子会社となった場合は、公開買付者グループ及び当社としての従来の取引規模を維持できるとともに、当社の先端技術を駆使した今後のデジタルビジネス(注1)の拡がりに鑑みると、公開買付者グループのビジネスに貢献する存在になると考え、平成29年2月中旬に、当社に対し、当社を公開買付者の完全子会社とする意向がある旨を回答しました。その後、公開買付者は平成29年2月下旬から3月上旬にかけて当社に対するデューデリジェンスを行い、公開買付者においては当該デューデリジェンスの結果を踏まえて公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるフィナンシャルアドバイザーのSMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。)の株式価値算定結果を参考として、当社においては公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるフィナンシャルアドバイザーの大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)の株式価値算定結果を参考として、両社における本公開買付けの協議、検討を経て、本公開買付けを実施するものです。

(後略)

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
(訂正前)

(前略)

なお、平成29年3月10日に、公開買付者から、当社の一部の取締役らとの間で不応募合意を締結することの正式要請を受けたことに伴い、不応募株主との間で不応募合意が成立した場合には不応募株主が公開買付者の実質的特別関係者に該当することになります。不応募株主は、最終的には本完全子会社化手続に賛成することが予定されており、下記「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」記載のとおり、本完全子会社化手続において、本公開買付けに応募しなかった株主に交付される金銭の額は、本公開買付価格に当該株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されるとのことでありますので、不応募株主である取締役は本公開買付けの判断に関して、一般株主との間で明確な利益相反関係はないと考えられるものの、公開買付者の特別関係者に該当することに伴う利益相反の疑いを回避する観点から、平成29年3月10日をもって当社における公開買付者との協議及び交渉の担当を針生貞裕氏に定め、不応募株主である取締役は、平成29年3月10日以降、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉に参加せず、また、下記「(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「 当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」記載の平成29年3月16日開催の取締役会を除き、当社内において本公開買付けに関する意思決定過程に関与させておりません。また、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)については、平成29年3月10日に公開買付者より本公開買付価格の提案を受けた後、その適正性を判断するため、下記「(3) 算定に関する事項」の「 算定の概要」に記載のとおり、大和証券より平成29年3月15日に当社の株式価値に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得いたしました。

当社は、以上のような当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、本株式価値算定書の内容・分析結果を参考にしつつ、リーガルアドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言を踏まえた上で、平成29年3月16日開催の当社取締役会において、本公開買付けの諸条件、当社が公開買付者の完全子会社となることで期待できるシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行いました。その結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置つつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することで、公開買付者グループの製品、サービスを応用して、お客様のニーズに応える提案を行い、従来以上に公開買付者と共に顧客を獲得するビジネスを展開することにより、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、上記当社取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

また、上記当社取締役会においては、大和証券より取得した本株式価値算定書における前提条件等について大和証券より説明を受けた上で、本株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は、市場株価法の評価額のレンジを上回っており、類似会社比較法及びディスカунテッドキャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)による評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、上記取締役会において、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきことを併せて決議いたしました。

(訂正後)

(前略)

なお、平成29年3月10日に、公開買付者から、当社の一部の取締役らとの間で不応募合意を締結することの正式要請を受けたことに伴い、不応募株主との間で不応募合意が成立した場合には不応募株主が公開買付者の実質的特別関係者に該当することになります。不応募株主は、最終的には本完全子会社化手続に賛成することが予定されており、下記「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」記載のとおり、本完全子会社化手続において、本公開買付けに応募しなかった株主に交付される金銭の額は、本公開買付けに当該株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されるとのことでありますので、不応募株主である取締役は本公開買付けの判断に関して、一般株主との間で明確な利益相反関係はないと考えられるものの、公開買付者の特別関係者に該当することに伴う利益相反の疑いを回避する観点から、平成29年3月10日をもって当社における公開買付者との協議及び交渉の担当を針生貞裕氏に定め、不応募株主である取締役は、平成29年3月10日以降、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉に参加せず、また、下記「(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「 当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」記載の平成29年3月16日開催の取締役会を除き、当社内において本公開買付けに関する意思決定過程に関与させておりません。また、本公開買付け価格については、平成29年3月10日に公開買付者より本公開買付け価格の提案を受けた後、その適正性を判断するため、下記「(3) 算定に関する事項」の「 算定の概要」に記載のとおり、大和証券より平成29年3月15日に当社の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。

当社は、以上のような当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、本株式価値算定書の内容・分析結果を参考にしつつ、リーガルアドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言を踏まえた上で、平成29年3月16日開催の当社取締役会において、本公開買付けの諸条件、当社が公開買付者の完全子会社となることで期待できるシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行いました。その結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することで、公開買付者グループの製品、サービスを応用して、お客様のニーズに応える提案を行い、従来以上に公開買付者と共に顧客を獲得するビジネスを展開することにより、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、上記当社取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

また、上記当社取締役会においては、大和証券より取得した本株式価値算定書における前提条件等について大和証券より説明を受けた上で、本株式価値算定書に照らせば、本買付価格変更前の本公開買付け価格は、市場株価法の評価額のレンジを上回っており、類似会社比較法及びディスカунテッドキャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、上記取締役会において、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことを併せて決議いたしました。

さらに、当社は、本買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議・検討を行いました。その結果、本買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することで、公開買付者グループの製品、サービスを応用して、お客様のニーズに応える提案を行い、従来以上に公開買付者と共に顧客を獲得するビジネスを展開することにより、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断には変更はなく、平成29年3月29日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することを決議いたしました。また、上記当社取締役会においては、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを併せて決議いたしました。

本公開買付けに関する重要な合意等

(訂正前)

公開買付者は、本完全子会社化手続が完了するまで責任を持って当社の経営にあたるとともに、本完全子会社化手続を完了させることを十分ならしめるために、下記の当社の役員及び執行役員並びに創業家（以下「不応募株主」といいます。）との間で、公開買付者の書面による事前の承諾を得ない限り、その所有する当社株式及び役員持株会を通じて所有する当社株式の全部につき、本公開買付けに応募せず、又は応募させないこと、本公開買付けが成立した場合、本完全子会社化手続のための当社の株主総会において、公開買付者の指示に従い、当社株式に係る議決権を行使し、又は行使させること、及び本完全子会社化手続の効力発生日までの間、当社株式の全部又は一部を、第三者に譲渡、担保提供、移転その他の処分をせず、又は処分させてはならないものとする旨の合意書を、平成29年3月16日付でそれぞれ得ているとのことです。

(平成29年3月16日現在)

不応募株主名	役職等	本人名義で所有する株式数(株)	役員持株会を通じて所有する株式数(小数点以下切捨て)(株)	所有株式数合計(株)	所有割合(%)
小林 義和	当社の創業家かつ代表取締役社長	28,528	415	28,943	3.33
小林 英之	当社の創業家かつ代表取締役副社長	24,381	369	24,750	2.85
中辻 義照	当社の専務取締役	3,800	642	4,442	0.51
西垣 政美	当社の常務取締役	1,400	385	1,785	0.21
原田 英徳	当社の創業家かつ取締役	3,800	402	4,202	0.48
安藤 忠次	当社の常勤監査役	2,400	373	2,773	0.32
谷原 潔	当社の常勤監査役	800	336	1,136	0.13
遠藤 英明	当社の執行役員	1,300	269	1,569	0.18
山岸 淳	当社の執行役員	700	232	932	0.11
小林 敏昭	当社の執行役員	721	331	1,052	0.12
北村 孝夫	当社の執行役員	100	206	306	0.04
仲井 正	当社の執行役員	1,600	206	1,806	0.21
平山 淳	当社の執行役員	100	206	306	0.04
樋口 雄三	当社の執行役員	800	123	923	0.11
日沖 伸二	当社の執行役員	0	123	123	0.01
望月 康則	当社の執行役員	200	123	323	0.04
小林 貞子	当社の創業家	27,376	0	27,376	3.15
原田 美恵子	当社の創業家	6,250	0	6,250	0.72
合計		104,256	4,741	108,997	12.56

(後略)

(訂正後)

公開買付者は、本完全子会社化手続が完了するまで責任を持って当社の経営にあたるとともに、本完全子会社化手続を完了させることを十分ならしめるために、下記の当社の役員及び執行役員並びに創業家(小林晃子氏を除きます。)との間で、公開買付者の書面による事前の承諾を得ない限り、その所有する当社株式及び役員持株会を通じて所有する当社株式の全部につき、本公開買付けに応募せず、又は応募させないこと、本公開買付けが成立した場合、本完全子会社化手続のための当社の株主総会において、公開買付者の指示に従い、当社株式に係る議決権を行使し、又は行使させること、及び本完全子会社化手続の効力発生日までの間、当社株式の全部又は一部を、第三者に譲渡、担保提供、移転その他の処分をせず、又は処分させてはならないものとする旨の合意書を、平成29年3月16日付でそれぞれ得ているとのことです。平成29年3月29日には、公開買付者は、上記内容の合意書を下記の小林晃子氏(以下、小林晃子氏を含む下記の当社の役員及び執行役員並びに創業家を「不応募株主」といいます。)から得ているとのことです。

(合意書締結日現在)

不応募株主名	役職等	本人名義で所有する株式数(株)	役員持株会を通じて所有する株式数(小数点以下切捨て)(株)	所有株式数合計(株)	所有割合(%)
小林 義和	当社の創業家かつ代表取締役社長	28,528	415	28,943	3.33
小林 英之	当社の創業家かつ代表取締役副社長	24,381	369	24,750	2.85
中辻 義照	当社の専務取締役	3,800	642	4,442	0.51
西垣 政美	当社の常務取締役	1,400	385	1,785	0.21
原田 英徳	当社の創業家かつ取締役	3,800	402	4,202	0.48
安藤 忠次	当社の常勤監査役	2,400	373	2,773	0.32
谷原 潔	当社の常勤監査役	800	336	1,136	0.13
遠藤 英明	当社の執行役員	1,300	269	1,569	0.18
山岸 淳	当社の執行役員	700	232	932	0.11
小林 敏昭	当社の執行役員	721	331	1,052	0.12
北村 孝夫	当社の執行役員	100	206	306	0.04
仲井 正	当社の執行役員	1,600	206	1,806	0.21
平山 淳	当社の執行役員	100	206	306	0.04
樋口 雄三	当社の執行役員	800	123	923	0.11
日沖 伸二	当社の執行役員	0	123	123	0.01
望月 康則	当社の執行役員	200	123	323	0.04
小林 貞子	当社の創業家	27,076	0	27,076	3.12
原田 美恵子	当社の創業家	6,250	0	6,250	0.72
小林 晃子	当社の創業家	421	0	421	0.05
合計		104,377	4,741	109,118	12.57

(後略)

(3) 算定に関する事項

算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

(訂正前)

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社、公開買付者及び佐々木氏から独立したフィナンシャルアドバイザー及び第三者算定機関である大和証券に対し、当社の株式価値算定を依頼し、大和証券から平成29年3月15日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）を取得していません。また、大和証券は、当社、公開買付者及び佐々木氏の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していません。

(訂正後)

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社、公開買付者及び佐々木氏から独立したフィナンシャルアドバイザー及び第三者算定機関である大和証券に対し、当社の株式価値算定を依頼し、大和証券から平成29年3月15日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）を取得していません。また、大和証券は、当社、公開買付者及び佐々木氏の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していません。

なお、当社は、本買付価格変更に関する意見表明を行うにあたり、新たに当社の株式価値に関する株式価値算定書を取得していません。

(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(訂正前)

(前略)

公開買付者は、S M B C日興証券から取得した株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、当社に対するデューデリジェンスの結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成29年3月16日、本公開買付価格を3,500円とすることを決定したとのことです。

本公開買付価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成29年3月15日のJ A S D A Q市場における当社株式の終値2,750円に対して27.27% (小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じとのことです。)、過去1ヶ月間の終値単純平均値2,778円に対して25.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,329円に対して50.28%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,110円に対して65.88%、本書提出日の前営業日である平成29年3月16日の当社株式の終値2,730円に対して28.21%のプレミアムを付した価格となっているとのことです。

(訂正後)

(前略)

公開買付者は、S M B C日興証券から取得した株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、当社に対するデューデリジェンスの結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成29年3月16日、本公開買付価格を3,500円とすることを決定したとのことです。

本買付価格変更前の本公開買付価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成29年3月15日のJ A S D A Q市場における当社株式の終値2,750円に対して27.27% (小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じとのことです。)、過去1ヶ月間の終値単純平均値2,778円に対して25.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,329円に対して50.28%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,110円に対して65.88%、本公開買付届出書提出日の前営業日である平成29年3月16日の当社株式の終値2,730円に対して28.21%のプレミアムを付した価格となっているとのことです。

その後、公開買付者は、佐々木氏が平成29年2月3日に開始した佐々木氏公開買付けにおける買付け等の価格を、平成29年3月21日に、当社株式1株につき2,800円から3,700円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について検討を行った結果、平成29年3月29日、本公開買付価格を3,500円から4,000円に変更することを決定したとのことです。

本買付価格変更後の本公開買付価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成29年3月15日のJ A S D A Q市場における当社株式の終値2,750円に対して45.45%、過去1ヶ月間の終値単純平均値2,778円に対して43.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,329円に対して71.75%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,110円に対して89.57%、本公開買付届出書提出日の前営業日である平成29年3月16日の当社株式の終値2,730円に対して46.52%のプレミアムを付した価格となっているとのことです。

当社における独立した第三者委員会の設置
(訂正前)

(前略)

第三者委員会は、平成29年2月28日から平成29年3月14日まで合計で5回開催され、当社及び公開買付者から第三者委員会に提供された資料及び情報に基づき、上記(A)ないし(D)の事項を中心に総合的な検討を慎重に行いました。第三者委員会は、かかる検討を前提として、平成29年3月15日に、当社取締役会に対して、以下の()ないし()のとおり検討及び評価をした結果、当社取締役会が現時点において本公開買付けに関し賛同の意見を表明すること、また当社株主に対して応募を推奨すること、並びに当社取締役会が本取引に関する決議を行うことは、いずれも相当と考えられ、かつ当社の少数株主にとって特段不利益とは考えられないとする内容の答申書を提出しております。

- () 本取引の目的、必要性、背景事情、メリット等は、当社の現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであり、当社の属する業界及び市場の環境との整合性や将来の競争力強化に向けた現実性の観点から、いずれも合理的であり、本取引は当社の企業価値向上に資すると考えられる。
- () 独立の第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、その算定手法の合理性、本取引の必要性及びメリット等を勘案した本公開買付価格の公正性の検討、本公開買付価格における相応のプレミアム等に鑑みると、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格の公正性は確保されていると考えられること、本完全子会社化手続の条件は本公開買付価格と同一の価格を基準として決定されることとされており、それ自体に合理性が認められること、本取引の条件に関する当社の意思決定の過程から恣意性を排除するための方法はいずれも合理性・相当性が認められること等から、本取引の条件に関して、その公正性が確保されていると考えられる。
- () 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、独立したリーガルアドバイザーの選任、本取引の条件等に関する公開買付者との早期かつ継続的な協議、その他、早期かつ詳細な開示・説明による当社株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、その他、本取引の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について具体的な対応が行われており、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。
- () 上記()ないし()までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は特段見あたらない。

(訂正後)

(前略)

第三者委員会は、平成29年2月28日から平成29年3月14日まで合計で5回開催され、当社及び公開買付者から第三者委員会に提供された資料及び情報に基づき、上記(A)ないし(D)の事項を中心に総合的な検討を慎重に行いました。第三者委員会は、かかる検討を前提として、平成29年3月15日に、当社取締役会に対して、以下の()ないし()のとおり検討及び評価をした結果、当社取締役会が現時点において本公開買付けに関し賛同の意見を表明すること、また当社株主に対して応募を推奨すること、並びに当社取締役会が本取引に関する決議を行うことは、いずれも相当と考えられ、かつ当社の少数株主にとって特段不利益とは考えられないとする内容の答申書を提出しております。

- () 本取引の目的、必要性、背景事情、メリット等は、当社の現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであり、当社の属する業界及び市場の環境との整合性や将来の競争力強化に向けた現実性の観点から、いずれも合理的であり、本取引は当社の企業価値向上に資すると考えられる。
- () 独立の第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、その算定手法の合理性、本取引の必要性及びメリット等を勘案した本公開買付価格の公正性の検討、本公開買付価格における相応のプレミアム等に鑑みると、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格の公正性は確保されていると考えられること、本完全子会社化手続の条件は本公開買付価格と同一の価格を基準として決定されることとされており、それ自体に合理性が認められること、本取引の条件に関する当社の意思決定の過程から恣意性を排除するための方法はいずれも合理性・相当性が認められること等から、本取引の条件に関して、その公正性が確保されていると考えられる。
- () 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、独立したリーガルアドバイザーの選任、本取引の条件等に関する公開買付者との早期かつ継続的な協議、その他、早期かつ詳細な開示・説明による当社株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、その他、本取引の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について具体的な対応が行われており、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。
- () 上記()ないし()までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は特段見あたらない。

なお、第三者委員会は、平成29年3月28日に、当社取締役会に対して、本買付価格変更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、平成29年3月28日時点において、上記意見の結論に関して特段変更の必要は無いものとする内容の意見書を提出しております。

当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見
(訂正前)

当社は、平成29年3月16日開催の取締役会において、当社取締役全員一致により、上記「(2)意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことを併せて決議いたしました。なお、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」記載のとおり、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏は、公開買付者との間で不応募合意をしているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における本公開買付けに係る議題については、まず、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を除く4名の取締役において審議の上、全員一致により決議を行い、取締役会の定足数を確実に満たす観点から、さらに、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を加えた取締役9名全員において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の決議を経ております。

また、当該取締役会には、当社の監査役全員(4名)が出席し、いずれも、取締役会が本公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことについて異議がない旨の意見を述べております。

(訂正後)

当社は、平成29年3月16日開催の取締役会において、当社取締役全員一致により、上記「(2)意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことを併せて決議いたしました。なお、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」記載のとおり、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏は、公開買付者との間で不応募合意をしているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における本公開買付けに係る議題については、まず、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を除く4名の取締役において審議の上、全員一致により決議を行い、取締役会の定足数を確実に満たす観点から、さらに、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を加えた取締役9名全員において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の決議を経ております。

また、当該取締役会には、当社の監査役全員(4名)が出席し、いずれも、取締役会が本公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことについて異議がない旨の意見を述べております。

その後、当社は、平成29年3月29日開催の取締役会において、上記と同様、当該取締役会における本公開買付けに係る議題については、まず、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を除く4名の取締役において審議の上、全員一致により決議を行い、取締役会の定足数を確実に満たす観点から、さらに、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を加えた取締役9名全員において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の決議を経て、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議しております。また、当該取締役会には、当社の監査役全員(4名)が出席し、いずれも、取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することについて異議がない旨の意見を述べております。

以上